合もあるが、不便な事には交通を中止して修繕個所の上を車馬が通らぬ様にせねばならぬ。縦令最近の硬化し易いセメントを用いても修繕後少くとも二十四時間は交通止をせなければならぬ。兩者何れの場合にも過量の瀝青材料を用いない様に注意する事が肝要である。

龜裂が出來ると道路が脆弱になる根源であるから不斷に不絶修繕せねばならぬ。

ごく小い龜裂はよく箒くか然らずんば空氣で吹き淨めた後に非常に薄いタール、アスファルトを中へ流し込むで修理する。これは水の浸透せぬ様にし且龜裂の兩側が破壞しない爲である。

(2) アスファルトコンクリート及シートアスファルト道の修繕

この修繕方法はアスファルト、コンクリートやシートアスファルトの瀝青鋪裝道に用いられる之等の鋪裝道は破碎して粉々になるから上述の修繕方法によつて不絶修繕せねばならぬ。龜裂はアスファルトのタールで充塡するのである。(註)

註 煉瓦の場合の龜裂も同樣の方法で修繕するのである。

以上は各種道路に付て總論的に述べたのであるが次號から材料に移つて今少く論じて見たい。

關所と女

和田篤憲

尋ねきてわがこえかかるはこねぢを山のかひあるしるべとぞ思ふ

阿佛尼

昔より傳つて來た關の名殘――それが、廢されたのは明治二年の事であつた。美しい詩となり、和歌となり、將た又如實の政策の具現となつて或は旅人を苦しめたこともあつたこの關の廢止こそ、得もいはれずさびしいものではなからうか。あつてよい關、あつて邪魔であつた關も、それはなくなつた後には一樣にさびしい響を殘してゐる。

この關の濫觴なるものは定かではない。王朝時代の關は京師に對して外敵を防禦するの目的を有してゐたが、中世のそれは又その本質をことにしてゐた。この關は役所とも呼ばれて關稅をとるを以て其目的としてゐたといふ。然して德川時代の關即、關所は何を以て其主眼となしたのであらうか。家康の關に就ての方策は武家法度に「私之關所、新法の津留制禁の事」とあり、又家康遺訓に「群國海陸之通路大小之關所十六ケ所、誠二思女亂統一而爲二邦城之固一不レ拘二祿之高下一以二由緒普代之士一可レ令二勤番一其掟規條書之通有レ事日は針をも容れざるべし、無事には車馬をも可通事」と。それは專ら德川幕府に對する警備にあつたので、上記した王朝時代や中世のそれとは自らことなり、幕府の注意したのは西より東に來る者よりも、寧ろ東より西に行く者を特に取締つたものであつた。

德川幕府は諸侯が私關を置くことを禁じ、緊要の地を選んで關所を配置した數が全國で大小七十六を數へるといはれてゐる。今天保十五年の寫本諸國關所留に誌さるるものを左に示さう。

遠江國　今切、氣賀、今指村
相模國　箱根、根府川、矢倉津、河村、谷ケ村、仙石原、角坂
　　青野原
武藏國　房川渡、中田、金町、松戸、小岩、市川、新鄕、川俣
　　小佛、上恩方村、上柵田村、檜原村
下總國　世喜宿
上野國　碓水、五料、大渡、直正、福島、杢ケ橋、祖母嶋、大戸、大笹、猿ケ原、狩宿、戸倉、南牧、西牧、白井
甲斐國　鶴瀨、萬澤、本柄
信濃國　福島、熱川、清內路村、波合、心川、帶川、小野川
越後國　關川、鉢崎、市根、山口、虫川
近江國　柳ケ瀨、劍熊、山中

伊豆國　下田
武藏國　中川

以上五十九箇所が擧げられてゐる。これらの關所（口留番所等）は私領に於ては多くは土地の城主（譜代の重臣家を勤番とす。）がこれを支配し、天領に於ては代官がこれを支配したのである。然して此等の關所の內には、

（一）女、武具、鐵砲を一切通さない所
（二）女は一切通さず、鐵砲は改めない所
（三）女は改め、鐵砲は改めざる所
（四）女も鐵砲も改めない所

等があつて、關所といつても一概にその繁閑を率することが出來ない。尤もこれは德川幕府の警備政策の如何を物語つて居るのであつて、關所改めの呼び物は何といつても女と鐵砲で、然も入り鐵砲出女であつた。入り鐵砲とは江戶入の鐵砲のことで、出女とは江戶より出づる女のことである。然らば何故にかゝる二者のみを特に留意したのであらう。德川幕府は諸大名に命じてその妻女をば江戶に住せしめたことがあるが、これは一種の人質であつて各大名の忠誠に詐りのないことを示さしめたものに外ならない。然もその婦女子にして江戶より遁れ出づることあらんか、そは策の上々たるものではない。卽これを出女として特に嚴重に取締らしたものであつた。一見警備に何等の關係なしと思惟せらるゝが如き女が、かゝる人質——それに對して抗することを殆んど不可能ならしめたといふ事に警備政策の第一要義が置かれてゐたもので、人心の機微を穿つたものと云へよう。卽、入鐵砲のことは寧ろ第二義に置かれてゐた。然し鐵砲の江戶入をも熱心に防いだことは勿論幕府の自衞策に出でゝゐたことが如實に判る。私が本稿の題名を「關所と女」としたのはこの意からであつて、封建の警備政策を知るための一手段に外ならない。然らば、出女の改め方に就て最も腐心せられたと思はるゝ交通の要所及び重要の關所には如何なる所であつたか、尙又それらの各關に於ける女改めの要領及び關所に於ける女改めの實際は如何なりしやを見、最後に關所通行に必要なる女手形發行の順序

と女手形の二三を示すことゝして本稿を終ることゝする。

抑々遠江の今切。相摸の箱根、根府川、武藏野房川渡、中田、金町、小岩、市川、新鄕、川俣、小佛。下總の關宿。上野の碓氷、杢ヶ橋、大戸、大笹、猿ヶ原。信濃の福島の如きは就中重要なもので、此等の關所に於て女は留守居手形によりてのみ通關を可能とし、鐵砲は老中證文又は物によつては領主證文で通ることが出來たが、箱根關所に於ては鐵砲を一々點檢したのである。

扨、これらの重要關所に於ける女改めの要領を抽出してみようと思ふが、それに先だつて云々せらるべき女の種類に就て一言して居きたい。一體女には、(一)禪尼　(二)尼　(三)比丘尼(四)長髪の女(五)髪切の女(六)小女(七)亂心の女(八)女の死體(九)女の四人等の大體九種類もあつて其取締も中々難澁を極めてゐた。上記九種類の女の中說明を要するものは禪尼、尼、比丘尼のこの三者の差と長髪、髪切の女との差であつて、禪尼とは貴人の後室か姉妹が尼になつたもので、尼といふのは普通の女が出家したものである。比丘尼とは所謂上人の事で、善光寺とか熊野とかいふ名刹の尼をいふ。而して長髪は普通の女のことで髪切は何かの理由で髪を切つた女のことである。然し、髪切にも段々區別があつて、(イ)病氣で髪の抜けたもの、(ロ)途中で髪を切つたもの、などがあつたから、これらを以て女改めの辨別に際し特徵の一としようといふのは六ヶ敷い話である。而してこの外大女とか通常の女とかいふ樣な但書もあつた。以下上記十八關所のそれに一々及ぶは餘りにも煩雜に亙るからその一例として遠州今切の關所改めの要領を見るであらう。

今交通の要點にあつた遠州今切(東海道)を其一例としてとると、こゝに於ては女は凡て其種別を改め、留守居役の證文を以て通す。而して檢査せらるべき對象たる上述女の種類は尙詳しく云へば女、禪尼、尼、比丘尼、髪切、小女、亂心、四人、死體等の外に女の首をも數へなければならぬ。而して上記の女とは出女、卽、江戸より來る女に對する取締を云々せるものであつて、これが今切關所に於ける女改

めの第一要項となつて居るのであるが、こゝには諸國を往來する女の取締もあつたのであるから、これらに就て言及しなければならない。卽、今切は東海道の一驛であり、尙水陸交通の要所であつたから、勿論海邊に於ても女改めをなしたのであるが、諸國往來の女中、駿州から上つて來た女は掛川、橫須賀の城主、三州から下つて來た女は田原苅屋の城主、勢州は龜山の城主、濃州は大垣、上方西國中國筋は諸司代並に其國の奉行、尾州、紀州は其家老の印鑑を以てこれを通したのである。而して、伊勢參宮、佛參、湯治、順禮の女は手形に上り下りの文句が書いて無かつても番所で手形を仕切つて添えてやり歸國の場合には上記の手形と引合せてこれを通すのである。尙、關所を通る女がその近邊で女子を出產をした場合には女子名が其手形に記入してなくとも、其所の名主が女子出產の由を保證する場合には通關を許す。尙差紙を以て諸國より下る女は定の通り女手形又は老中證文が無ければ通關させないのが規定であつた。以上概說せしが如く、關所に於ける女改めの要領は大體これに準じて知ることが出來るのである。今其實際が如何樣にして行はれたるかを一二の關につきて見ることゝしよう。先づ關所に於ける女改めの狀況一般を述べる。關所には關所の掟があつて、誰しもこれに違犯する事が出來ない。今正德元年に發布せられた掟書を見るに、

一、關所を出入る輩、笠帽巾をとらせて通すべき事
一、乘物にて出入る輩、戶をひらかせて通すべき事
一、關より外に出る女はつぶさに證文に引合せて通すべき事
　附女乘物にて出る女は番所の女を指出し相改むべき事
一、手負死人並不審なもの證文なくして通すべからざる事
一、堂上の人々諸大名の往來かねてより其聞へあるは沙汰に及ばず若不審の事あるに於ては誰人によらず改むべき事

右條々嚴重に可二相守一者也仍執達如レ件

正德元年二月　　奉　行

偖、女が關所通過する要領は先づ關の附近にある茶店に於て手形の內見をして貰ひ、關所に居る髮改めの婆に祝儀をやる用意（通常百姓なら二朱か一分位である。）をし、茶店の世話料を支拂ひ、關の大門まで茶店の亭主に案內せられ

る。關所は明暮共に六つで開閉せられる。案內せられた女は定番衆の前に出て手形を差出す。役人がしらべる。少しの汚損、字のにじみまで云々する。手形改が無事にすめば手形を受とり暫く門の所に控へて居る。六尺棒の足輕が出て來て往來を留めると、改め婆が出て來て傍側の所へ行く。婆は女の髮をほどいて毛先を改め、改め了ると婆は番衆に向ひおじぎをして女改めは濟む。小女は振袖で改めを受けたものでわざ〳〵このために振袖を貸貸したものといはれてゐる。これらの女改めは大抵どの關所も同樣であつたらしいことは、殘存せる文書に依つて知ることが出來るのである。關所破りは勿論大罪で、特に女にはこの適用が嚴しかつた。箱根の關所に於て蘆湖上の通過を看視するために遠見番所を設けたり、氣賀の關所に要害村を指定して警戒を嚴にしたのは其一例である。

尙、關所所在地の女が他村へ緣付いたり、旅行する場合にも仲々六ヶ敷い取締を受けたもので、これは何れの關所でも同樣であつたが、次には箱根關所の場合を述べよう。

即過關の場合にはよし土地の女が一寸隣村まで行くのでも處の役人に一々手形を書いてもらつて通行を許されたのである。

乍恐以書付奉願上候

一箱根宿小田原町善衞門娘いちと申女二十歲と相成申候處此度元箱根岩右衞門方女房緣付差遣申候　御關所重而通行之儀御願奉申上候以上

文久四子年二月二十七日　小田原町年寄

御關所御定番中樣　石內彌平太 ㊞

乍恐以書付奉願上候

一新谷町之猪右衞門家內女一人明三日ゟ同七日迄箱根宿小田原町權兵衞方江內用御座候ニ付御定法相守通留度候此度御關所奉願上候以上

文久四子年四月二十一日　小田原町年寄

御關所御定番中樣　彌平太 ㊞

上記せし文書の示すが如く、關所々在地の女が一寸關所を通行するにも如何に面倒な手順を踏まなければならなかつたかがわかるであらう。ましてや他國の女がこの關所を通るためには已に述べたるが如き手續を關所の規則が强要

するものに對して別に不思議はなかつにのである。次に示すものは江戸入の女の通行手形を願下げる場合の順序である。

卽、岡崎城下の或る女が二人、荒井の關所を通つて江戸へ行く場合をとるとする。その名主鈴木九太夫から、まづ城主水野監物へ下の如き願書を差出す。

三河國賀茂郡則定村より女貳人、江戸迄着し申候間、荒井御關所無相違罷通候御裏判被成下候。此女共に付出入御座候はゞ、私罷出申分可仕候　爲後日仍如件

慶安五年辰四月二日　　鈴木九太夫　花押

水野監物殿

すると、城主水野監物は、荒井の關所奉行佐橋甚兵衞に宛てゝ、この願書の裏へ下の如く記し付ける。

表書の女貳人可被通候。鈴木九太夫本文に在之事に御座候　以上

慶安五年辰四月二日　　水野監物

佐橋甚兵衞殿

これで手續を終はるのである。が以て女手形下附の難事であつたことに對しその全貌を窺ふに難くはないであらう。ましてや江戸より地方へ行く女、卽、出女に至つては警備政策の核心にふれてゐることであるから其六ケ敷さ加減も想像に難くはなからう。卽、老中や留守居よりの許可書を必要とした所以である。次に示すものは房川、中田人改中に宛てられた江戸より奥州へ出づる女改の手形の一例である。

女改手形之事

女上下五人、內髮切壹人、小女貳人、乘物三挺、從江戸奥州梁川迄差遣申候、房川渡中田御關所無相違罷通候樣御手判可被下候、右は私手代何某と申ものの妻、同娘、何某と申ものの母、同娘並下女に御座候、若此女に付以來、出入の義出來仕候はゞ、私申披可仕候、爲後日證文仍て如件　　何之　誰卿　花押

安永四未年八月

御留守居

石河土佐守殿

神保和泉守殿

河野豐前守殿

駒木根大内記殿

表書之女五人、内髮切壹人、小女二人、乘物三挺、無紛候間御手判被遣可候下候、何之誰拙者共支配に付、如斯御座候以上

（御勘定奉行）
石谷備後守印
安藤彈正少弼印
川井越前守印
太田播磨守印

女上下五人、内髮切壹人、小女二人、乘物三挺、從江戸奥州梁川迄罷越候、房川渡中田御關所無相違可被相通候何之誰手代何某と申ものの妻、同娘、何某と申ものの母、同娘、並下女之由、何之誰方被致書物、其上石谷備後守殿、安藤彈正少弼殿、川井越前守殿、太田播磨守殿、斷々付、如斯候以上

安永四乙未年八月

土佐印
内記印
豐前印
和泉印

房川渡
中田
入改中

然し、順禮等に至つては上記せし如く至極簡單に通關せしめたもので、次に示す一例は四國靈場拜禮のために出る女のために書かれた往來手形であつて、これには宗門のことが云々せられ、その間違なきことが保證せられてゐるのである。從つて旦那寺及處の役人連署で發行せられてゐるのである。

往來宗門手形事

奥州今治領福田村住人

一女壹人　　いさ女

右之者宿願御座候ニ付今般四國靈場拜禮ニ罷出申候宗旨之儀者代々眞言宗ニ候拙者旦那ニ紛無御座候國々所々御番所無相違御通可被下若行暮而難澁仕候節者止宿等被仰付可被下候若亦相煩萬一相果候共國元江御附屆ニ及不申其所之以御仁惠御葬置可下被爲後日往來宗門手形仍而如件

天保四巳二月日

同國同村
福藏寺㊞
同國同村
野間善兵衞㊞

國々所々
御番衆中
在々庄屋衆中